

右は初め貸家となし、後に其の地を賜はりけん。金澤町會所留記に云ふ。御鐵炮之者小頭森川五郎右衛門度々召捕者等手柄有之に付、爲御褒美、萬治二年御加増米被下、外に拜領物被仰付、町下代に立身し、公事場半鐘を御預け被成段被仰出、公事場隣紺屋坂之下に居屋敷拜領、爰に居住致し、公事場向一色祐筆相勤、都而半屋向御定等も五郎右衛門に被仰出。然處天和二年病死し、せがれ又三郎僅八歳に付、同年爲相續、七人扶持被下、一類の内引越たり。半屋鐘は町奉行に御預相成、右五郎右衛門家と町同心替々一ヶ月宛引越、公事場向御用五郎右衛門同事相勤ける處、町會所指支の由にて、其後右引越之事相止、半出入の都度半鐘爲持罷出相勤。但し五郎右衛門家は其後取拂に相成、今に森川屋敷と唱へ、公事場圍之内に在之、往來に見ゆる木戸今に残り有之と云々。

○森川五郎右衛門傳

天和二年七月五郎右衛門調筆遺書に云ふ。五郎右衛門儀寛永十八年に父爲跡目、御鐵炮之者小頭に被召出、萬治二年小頭役御赦免、御宛行二拾俵御加増拜領。延寶元年に町同

心並に被仰付、公事場町會所兩所籠裁許被命、十ヶ年相勤と云々。懷惠夜話に云ふ。松雲公御代初射手組市川右馬介と云ふ者、虛病を構へ御奉公をも不動引籠罷在に付、足輕頭山崎小右衛門等爲檢使捕者に被仰付。右馬介は弓を能射、其上甲斐々々敷者なり。足輕之内森川五郎右衛門と云者進み出、右馬介召捕るべきよしをいへり。其躰輕忽にして事之外身を振はし氣揚りたる躰也。さて人數を揃へ小右衛門馬に乗る時、赤き裏の小袖の尻をつまげ、是を以て目印にすべしと云ふ。右馬介宅は淺野川河原邊也。兼て言談の如く足輕共を遣し、欠込人有之、吟味するよし玄關前にて呼はらせ、森川五郎右衛門は此者共に構はず、勝手口の方へ廻りける處、右馬介彼聲を聞、大脇差を指、朝の事故食後の楊枝をくはへ、露地下駄をはき背戸口の方より出る處を、五郎右衛門捕たりと聲を懸け組付、上を下へと組合ふ音に、何れもかけ付、うろたへ五郎右衛門共に切付ける。故に五郎右衛門も深手を負ひ放したるを、大勢にて右馬介を殺害せり。五郎右衛門は其働きに依て立身命ぜられ、後々まで公事場の鎖番を勤むとあり。可觀小説には、市川左

馬助殺害被仰付時分、其門外之堅めに足輕頭茨木源五左衛門・山崎小右衛門兩人被仰付候旨、奥村登岐庸禮宅に於て菊池大學・伊藤内膳列座にて被仰渡。其節山崎小右衛門之御請に、奉長候。あはれ左馬助儀鬼に仕度候。鬼に成外へ罷出候はゞいはせは仕間敷、若し臆病にて裏口よりはづし候ては、可仕様も無御座旨申聞罷越。扱門外へ出で馬に乗ける時分、着用之小袖の裏を返し候て股立取、足輕共へ向ひ申候は、閑敷時分は頭をも見違へるもの也。此紅裏を我等と存知候へとて馬を乗出しけるとぞ。今按ずるに、可觀小説の傳説も全く請けがたし。茨木源五左衛門・山崎小右衛門兩人共足輕頭と載せたるも非也。茨木家譜に、慶安元年戊子馬廻組頭兼寺社奉行被仰付。萬治二年己亥十二月御小將組市川彌五兵衛在故御成敗、檢使被仰付。足輕頭山崎小右衛門等兩人於、奥村因幡宅被仰渡相勤之。とありて、是は門外の警固なりしと聞ゆ。然るを可觀小説に過聞して、前顯の如く載せたるものなるべし。扱右成敗一件は、按ずるに、懷惠夜話に載する傳説は過聞多かりけん。菅家見

聞集には萬治元年之暮御小將與市川彌五兵衛御成敗也。此事奥村因幡宅に而申渡、御使與頭兩人押込、取手足輕森川五郎右衛門・寺尾平右衛門捕之殺害す。彌五兵衛常々不行儀により、其與頭へ呼寄といへども罷出、依て如右被仰付。とあり。天和二年の森川五郎右衛門手書にも、先年市川彌五兵衛被仰付時分、惣足輕小頭共之内を、御老中之指圖にて私被探出、則御請申上。其節上奉行茨木源五左衛門・山崎小右衛門被仰付。彌五兵衛方へ罷越、私井小坂五郎兵衛と云足輕一人召連内へ入、私一人は裏口へ廻り、走人入申旨聲を懸候處、彌五兵衛罷出、無異儀からめ捕候。右上御奉行衆に相渡候へ者、其場に而被致殺害候。と載せたり。又金澤町會所言上帳と云ふ留記に載せたる延寶六年十一月町奉行より言上書にも、

森川五郎右衛門

此者先年市川彌五兵衛召捕候刻、首尾能段具に達御聽、町同心並に被成、堀口彌三郎代に被仰付候、其刻追而は少知をも可被下様、私共迄各様被仰聞候、今以御奉公情を出し相勤候間、如何様にも宜様に御相談被成可被下候。以上。